



(裏)

住 宅 の 困 窮 状 況	<p>次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在住宅以外の建物又は場所に居住している。</li> <li>2 保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。</li> <li>3 他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便がある。</li> <li>4 住宅がないため、親族と同居することができない。</li> <li>5 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適切な居住状況にある。</li> <li>6 自己の責めによらない理由で、家主、貸し主などから立ち退きを要求され、適当な立ち退き先がない。</li> <li>7 住宅がないため、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。</li> <li>8 収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。</li> <li>9 その他（具体的にお書きください。）</li> </ol> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <span style="font-size: 2em;">[</span> <span style="font-size: 2em;">]</span> </div>
現 在 の 住 宅 の 状 況	<p>現在居住している住宅の種類</p> <p>1 借家 2 同居 3 貸間 4 民間アパート 5 賃貸マンション 6 寮 7 持ち家 8 道営住宅（ 団地） 9 道営以外の公営住宅（ 営） 10 公団・公社住宅 11 社宅 12 仮住居 13 その他（ ）</p> <hr/> <p>現在居住している住宅の間取り</p> <hr/> <p>現在居住している住宅の家賃等</p> <hr/> <p>現在居住している世帯構成</p>
<p>このとおり入居の申込をします。</p> <p>この申込については、次のことを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この申込書に記載した事項は、全て事実と相違ありません。</li> <li>2 この申請書に偽りの事項があった場合は、町営住宅入居決定の取り消しを受けても異議はありません。</li> <li>3 この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合はその調査を妨げ、又は拒絶しません。</li> <li>4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員ではありません。</li> </ol> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>(申請先) 標茶町長</span> <span>申込者氏名</span> <span>印</span> </p>	

調査・確認事項

	当落	当選・落選
	団地	
	住戸	

受付印

## 入居申し込みに必要な条件

1. 現に住宅に困窮していることがあきらかな方。  
(申込者及び同居しようとする親族が、持ち家を所有・共有する場合は申込みできません。)
2. 町税等を滞納していない方。
3. 収入は、一般階層・裁量階層の収入基準以内であること。
4. 申込者及び同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定される暴力団ではないこと。

※親族（婚約者等も含む）以外の方と同居しての申し込みはできません。

※夫婦の別居等の家族を不自然に分割しての申し込みはできません。

※町営住宅では犬・猫・トリ等の動物を飼うことはできません。

### ※裁量階層とは

- ① 入居者又は同居者に障害者基本法第2条に規定する障害のある方（4級以上）
- ② 入居者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方
- ③ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が国土交通省で定める程度の方
- ④ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑤ 海外から日本に引き揚げてきて、引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑥ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑦ 小学校就学前の子供がある場合

◎ 収入基準                      =年間の総収入= (      ) は平均月額

区分	収入基準 (月額)	扶 養 親 族						
		0 人	1 人	2 人	(標準世帯) 3 人	4 人	5 人	
入居収入基準	一般 158,000 以下	2,967,999 (247,333) 以下	3,511,999 (292,666) 以下	3,995,999 (332,999) 以下	4,471,999 (372,666) 以下	4,947,999 (412,333) 以下	5,423,999 (451,999) 以下	
	裁量 214,000 以下	3,887,999 (323,999) 以下	4,363,999 (363,666) 以下	4,835,999 (402,999) 以下	5,311,999 (442,666) 以下	5,787,999 (482,333) 以下	6,263,999 (521,999) 以下	

# 入居申し込み時の提出書類

## イ. 町営住宅入居申込書

- ・必要な事項を記入押印し提出してください。

## ロ. 入居者全員の直近1年間の収入を証明する書類（下記のいずれか）

- ・市町村発行の所得課税証明書
- ・市町村・道民税の納税通知書又は特別徴収額通知書
- ・源泉徴収票

《勤務先の変更があった方（3ヶ月以上）は、勤務先の代表者の押印をした、給与証明書を添付する事》

- ・確定申告書の控え
- ・公的年金等の源泉徴収票又は年金振込通知書

## 3. 納税確認書

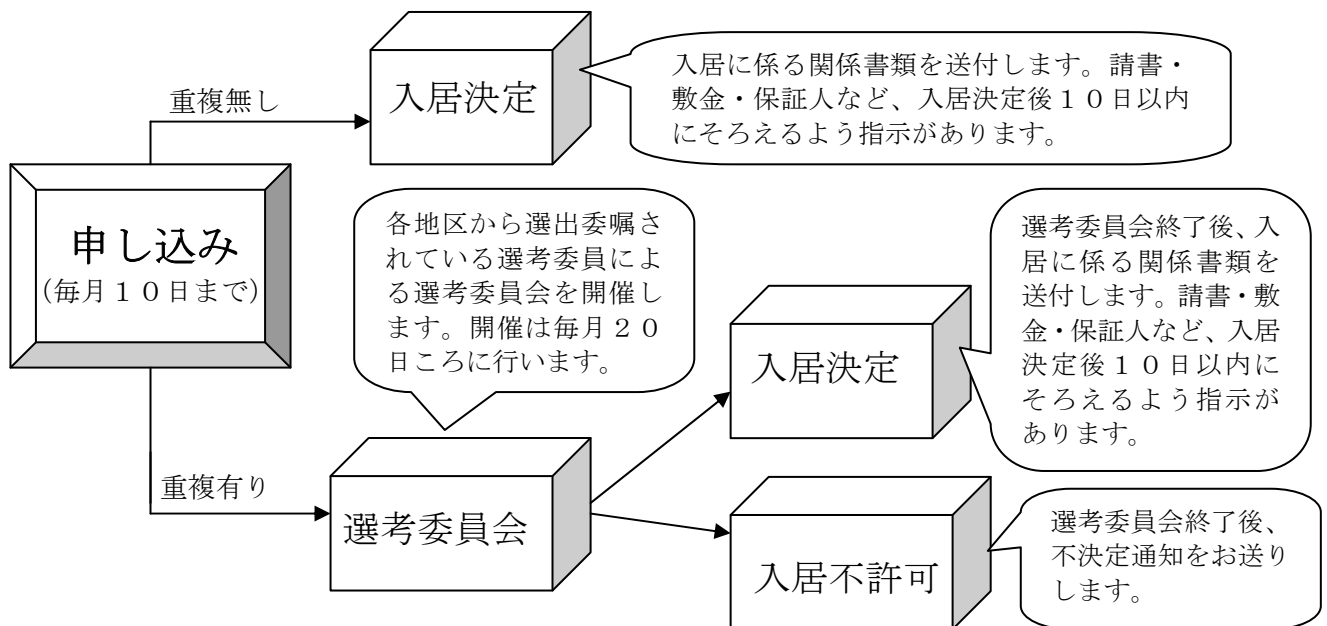
- ・町外の方は、現在お住いの市町村の納税証明書等（市町村民税等の滞納がないこと）

## 4. 現居住地略地図

## 5. 婚約中の方は、婚約証明書（仲人等の証明）

## 6. 町外の方は、現在お住いの市町村発行の住民票謄本

# 入居申し込みから入居決定までの流れ



- ・10日が土・日・祝日の場合は、翌平日が申込期限になります。
- ・必要書類を全て揃えてから申し込みをしてください。

- ・ 選考委員会では、申込書に書かれた内容を元に審議されます。  
申込書にはできるだけ詳しく希望する理由を記載してください。
- ・ 入居決定後10日以内に決定家賃3か月分の敷金の納入及び連帯保証人（1名）に関する書類を提出していただきます。
- ・ 入居手続き後、入居可能日から7日以内に入居し、住民票を異動していただきます。

## 連帯保証人の条件

1. 独立の生計を営んでいること。
2. 入居決定者と同等程度以上の収入があり、確実な保証能力を有すること。
3. 町税等を滞納していないこと。
4. 町営住宅に入居していないこと。

## 連帯保証人に関する書類

1. 町営住宅入居請書
2. 印鑑証明書  
町営住宅入居請書の連帯保証人の印鑑は、印鑑証明と同じ印鑑を使用してください。
3. 直近1年間の収入を証明する書類（下記のいずれか）
  - ・ 市町村発行の所得課税証明書
  - ・ 市町村・道民税の納税通知書又は特別徴収額通知書
  - ・ 源泉徴収票  
《勤務先の変更があった方（3ヶ月以上）は、勤務先の代表者の押印をした、給与証明書を添付する事》
  - ・ 確定申告書の控え
  - ・ 公的年金等の源泉徴収票又は年金振込通知書
4. 納税確認書
  - ・ 町外の方は、お住いの市町村の納税証明書等（市町村民税等の滞納がないこと）

◎ 申込は標茶町役場管理課管財係へ

電話 485-2111 内線 142

# 現 居 住 地 略 図

借家、間借別 (借家、家賃月額)  
(間代、間代月額)

